

# 中津川カントリークラブ利用約款

## 第1条（約款の適用）

中津川カントリークラブ（以下「当クラブ」という）の施設を利用される方は、会員、非会員を問わず、当クラブの会則、規定等によるほか本約款の定めに従ってご利用頂きます。

## 第2条（休場日、開閉場時間）

当クラブの休場日と開閉場時間は別に定めるところによりますが臨時に変更することがあります。

## 第3条（施設利用の申込み）

当クラブの施設を利用しようとする方は、別に定める規定により申込みをし当クラブの承認を得なければなりません。

## 第4条（施設利用契約の成立、利用料の支払い）

- 当クラブの施設を利用しようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。この署名により、当クラブと署名者の間に施設利用契約が成立したものといたします。なお、予約なく来場された方については、当クラブがスタート時刻の指定又は施設利用の承諾をしたときをもって施設利用契約が成立したものといたします。ただし、第5条の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。
- 施設利用が終了して退場する前に、所定の利用料を定められた方法によってお支払い願います。

## 第5条（施設利用の拒絶）

下記の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

- 暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員
- 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をするおそれのある方
- 当クラブが禁止する服装又はゴルフ靴を着用し、当クラブの指示に従わない方
- 他の利用者に迷惑をかけ又は不快感を与えるおそれがある（入れ墨、タトゥーの入った方等）と当クラブが判断した場合
- その他の理由により施設を利用されることが好ましくないと当クラブが判断した方

## 第6条（施設利用継続の拒絶）

下記の各号に該当する方は、施設利用の継続をお断りいたします。当クラブから利用継続拒絶の通知を受けた方は、プレー中途であっても、直ちにプレーを中止し、速やかに当クラブから退去して頂きます。この場合でも所定の利用料金の全額を退去前にお支払い頂きます。

- 施設の利用開始後に、第5条に該当することが判明した方
- ゴルフ技術が著しく低く又はプレーが極端に遅い等の理由により他の利用者に迷惑がかけると当クラブが判断した方
- その他の理由により施設利用を継続されることが好ましくないと当クラブが判断した方

## 第7条（掲示等による告示の遵守）

利用者は、場内掲示又は口頭による告示を遵守して頂きます。

## 第8条（持込禁止品）

当クラブ内へ下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- 動物のペット類
- 鉄砲刀剣類
- 悪臭を放つもの
- 発火、爆発のおそれがあるもの
- 騒音を発するもの
- 他人に迷惑、危害を及ぼし又は不快感を与えるおそれのあるもの

## 第9条（禁止行為）

当クラブ内で下記の行為はお断りいたします。

- 賭博その他風紀を乱す行為
- 物品販売、広告宣伝等の行為
- 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合を除く）
- 他人に迷惑、危害を及ぼし又は不快感を与える行為

## 第10条（金 銭、高価品、携帯品、自動車等の保管責任）

- 金銭その他高価品は、当クラブ備え付けの貴重品ロッカー又はフロントにお預け下さい。
- 更衣ロッカーの鍵および格納物については利用者ご自身で管理して下さい。
- ロッカー室、浴室、コース等における金銭を含む一切の所持品の盗難、紛失、損傷等の事故については当クラブは責任を負いません。
- 駐車場を含む施設内での自動車等の盗難、損傷等の事故については、当クラブは責任を負いません。

## 第11条（宅配便の取扱い）

ゴルフ用具等の宅配便のお取次はいたしますが、業者から当クラブに引受け前や業者への引渡し後の紛失、損害等については、当クラブは責任を負いません。

## 第12条（火気使用の禁止）

ゴルフ場内での火気使用および所定場所以外での喫煙は禁止いたします。マッチの燃え殻、たばこの吸い殻はかならず消火を確認して灰皿にお入れ下さい。

## 第13条（エチケット・マナーの遵守）

利用者は、他人に迷惑をかけたたり不快感を与えないようエチケット・マナーを遵守して下さい。

## 第14条（プレーにおける危険防止）

ゴルフは時により大変危険を伴うことがありますので、プレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず、次の事項に留意して、すべて自己の責任でプレーして下さい。

- ティーインググラウンドには原則として打者以外の方は入らないで下さい。
- ティーインググラウンドにおける素振りは、ティマーク内の打席以外ではおこなわないで下さい。又、素振りをするときは、周囲に十分気を付けて慎重に行ってください。
- 同伴者は打者の前に絶対に出ないで下さい。又、打者は同伴者が前方にいるときは後方にさがるよう指示し、安全を確認してから打球して下さい。
- 自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打込まないように打球して下さい。
- 自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し、隣接ホールに打込まないように慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴者にも充分気を付けて打球して下さい。
- ショートホールやバスの際に後続組に打球させるときは、安全な場所に退避して下さい。
- ホールアウト後は、速やかにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次へ進んで下さい。

## 第15条（雷鳴があった場合の避難）

雷鳴があった場合は、直ちにプレー又は練習を中止し、速やかに避雷舎やコース売店等安全と思われる場所に避難して下さい。

## 第16条（人身事故等の場合の応急処置）

万一人身事故が起きた場合は、直ちにプレーを中止し、当クラブに連絡して下さい。

## 第17条（用具の確認）

利用者がプレーを終了又は中止した場合は、クラブ等の用具を点検し、間違いがないか確認して下さい。確認後の用具不足、瑕疵等については当クラブは責任を負いません。

## 第18条（違背の場合の責任）

利用者が、本契約に違背して、第三者に損害等の事故を発生させた場合又は自分が傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切の責任を負いません。

## 第19条（施設に損害を与えた場合の弁償）

利用者が、故意又は過失により当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償して頂きます。

第20条（信義則）その他会則および本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーヤーの精神にのっとり、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

第21条（非会員への周知協力）会員は、同伴または紹介した非会員に対して、この約款の存在と内容の周知にご協力願います。

## 第22条（約款の変更手続き）

この約款は会社とクラブ理事会が協議の上変更できることとします。

本約款は、平成6年10月10日から施行。